

石 財 政 第 5 5 号
平成 2 7 年 8 月 1 1 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫 様

石狩市長 田 岡 克 介

社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

平成 25 年 5 月 31 日付けで公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が段階的に施行されることにより、平成 27 年 10 月 5 日に住民票に個人番号が記載され、その後に通知カードにより本人に通知することとされている。また、平成 28 年 1 月 1 日以降は、本人からの申請により顔写真つきの個人番号カードを交付することとされている。

いずれのカードにおいても、初回の費用負担は国庫補助の対象とされているが、紛失や損傷による再交付費用は国庫補助の対象とされていないことから、これらのカードの再交付手数料を設定するとともに平成 28 年 1 月 1 日以降の交付が廃止となる住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止する。

1. 新設

○石狩市証明等手数料条例 別表

- | | | |
|--------------|--------|--------------------|
| ・通知カードの再交付 | 1 件につき | 500円（平成27年10月5日から） |
| ・個人番号カードの再交付 | 1 件につき | 800円（平成28年1月1日から） |

2. 廃止

○石狩市証明等手数料条例 別表

- | | | |
|--------------------|--------|-------------------|
| ・住民基本台帳カードの交付又は再交付 | 1 件につき | 500円（平成28年1月1日から） |
|--------------------|--------|-------------------|

石 使 審 第 3 号

平成 27 年 8 月 11 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫

社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について（答申）

平成 27 年 8 月 11 日付け、石財政第 55 号で諮問のありました標記の件については、妥当なものと判断します。

記

「石狩市証明等手数料条例」を改定しようとするこの度の諮問は、「社会保障・税番号制度」の導入の趣旨に鑑み、妥当である。

1. 新設

○石狩市証明等手数料条例 別表

- ・通知カードの再交付 1 件につき 500 円（平成 27 年 10 月 5 日から）
- ・個人番号カードの再交付 1 件につき 800 円（平成 28 年 1 月 1 日から）

2. 廃止

○石狩市証明等手数料条例 別表

- ・住民基本台帳カードの交付又は再交付
1 件につき 500 円（平成 28 年 1 月 1 日から）